

# 4月1日から、介護予防・日常生活支援総合事業を始めます。 介護と支援制度

## 全国一律から実情に合わせたサービスへ

介護保険制度の改正に伴い、市では4月1日から介護予防・日常生活支援総合事業を始めます。これにより、介護保険の要支援認定の人の訪問介護と通所介護が、全国一律の事業から市の実情に合わせた多様なサービスとなります。

### ■ 訪問・通所介護で新たなサービス設置

4月1日以降、新たに介護保険を申請する場合や更新時に、要支援認定を受け訪問介護や通所介護を利用する人は、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となります。市のサービス内容は、現在行っている訪問介護や通所介護のサービスに相当するものと基準緩和型サービスがあります。基準緩和型サービスは、現在行っているサービスより低い単価設定となっています。

### ■ サービスの利用は、ケアマネジャーに相談してください

サービスの利用については、ケアマネジャーが作成する介護予防ケアプランに基づきます。また、要支援認定の更新時には、ケアマネジャーに相談の上で更新申請をするか、基本チェックリスト(25項目の質問に回答し体の状態などを判断)により手続きを行うこととなります。

### 資格取得のための研修を開催

受講者募集

## 生活支援サポート研修

調理や洗濯、掃除などに特化した、基準緩和型訪問サービスを行う資格を取得するための研修です。

① 3月16日(木)・17日(金)午前10時～午後5時  
 ▷ 市役所7階会議室 ▷ 調理や洗濯、掃除など高齢者の生活援助サービスに従事したい市内在住・在勤で2日間受講できる人 ▷ 50人(受講できない人のみ連絡) ▷ 2日間受講した人は、市内の基準緩和型訪問サービス(訪問サービスA)を実施する事業所で就労できる資格を取得可 ▷ ② ③ハガキに住所、氏名(ふりがな)、電話番号を書き、3月9日(木)(消印有効)までに長寿・介護保険課へ

問合せ 長寿・介護保険課 ☎(740)1174

# この時期に発生しやすい火災。重要なのは心掛け 火災を予防する

3月1日から7日まで「全国火災予防運動」  
 事業所の立入検査や広報車による巡回も

問合せ 消防本部予防課 ☎(757)9946

空気が乾燥しています  
 火災に十分注意を

「消しましょう その火その時その場所で」をスローガンに、3月1日(水)から7日(火)まで、春の全国火災予防運動が展開されます。

期間中、消防本部では各種事業所の立入検査、広報車による巡回、一人暮らし高齢者宅の防火訪問、その他の火災予防行事を行います。空気が乾燥し火災が発生しやすい気候となるため防火を心掛けましょう。

### 住宅防火のために

寝たばこをしない▽ストーブは燃えやすいものから離す▽ガスコンロから離れるときは必ず火を消す▽たこ足配線をしていない▽住宅用消火器、住

宅用火災警報器を設置する▽地震による電気火災対策として感震ブレイカーを設置する  
**放火火災に注意**  
 家の外周りは整理整頓し、段ボールなどの燃えやすいもの

のを置かない▽外灯をつけるなどして明るくする▽車庫、物置などに鍵を掛ける▽車やバイクは路上に駐車せずカバールも防炎性のものを使用する▽ゴミは収集日の朝に出す

## 火災・救急・救助件数の昨年実績 救急件数は121件増加しました

問合せ 消防本部消防課 ☎(759)9980

火災は1件減少
火災件数は30件。建物火災が14件で最も多く発生しています。出火原因は「放火」が11件でトップ。建物の焼損床面積は96平方メートル、損害額は1,594万7,000円。火災による死者は0人、負傷者は3人です
救急件数は増加
救急出場件数は7,777件となっています。昨年同期より121件増加し、1日当たり21件。搬送された傷病者は7,048人で、そのうち65歳以上の高齢者は4,545人で全体の64%を占めています
救助件数は増加
救助出場件数は114件で、前年比11件増加。救助人員は52人です

## 緊急速報メール 一斉配信訓練

東日本大震災の風化を防ぎ、防災意識を高める  
 阪神間7市1町の合同訓練を行います

3月11日(土)午前10時ごろ、東日本大震災の風化を防ぎ、災害初期行動について考えるきっかけとし、防災意識を高めることを目的に、携帯電話やスマートフォンに一斉メールを配信する訓練を行います。対象地域は、阪神間7市1町全域で、エリアメールや緊急速報メールを送信します(対応機種の人全員)。メールを受信したら、地震発生時の安全確保行動「まず低く」「頭を守り」「動かない」を実践してください。マナーモードなどでも受信音が鳴りますので、鳴ってはいけない場合は設定をオフにするか、電源を切るようにしてください。対応機種などの確認は、各携帯会社へ。

問合せ 危機管理室 ☎(740)1145



## 確認じゃ! 給付金。申請期間は3月15日～7月31日



## 臨時福祉給付金を支給します

26年4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴い、所得の低い人の負担を緩和するため、臨時的措置として「臨時福祉給付金(経済対策分)」を支給します。対象者は28年度の市民税(均等割)がかからない人、市民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合や、生活保護受給者は除きます。支給額は1人につき1万5000円。3月中旬から対象と思われる人へ申請書を送付しますので、必要事項を書き、本人確認書類などの添付書類を同封し、返送してください。申請期間は3月15日(水)から7月31日(月)(消印有効)まで。申請期間を過ぎると申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

問合せ 臨時福祉給付金コールセンター ☎0570(200)380



あんぱんをいただきます